

## 第 2 章 水 質 汚 濁

### 第 1 節 水質汚濁の現況

#### 1 健康項目（カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB）

健康項目について 13 河川（千代川水系、天神川水系、日野川水系、旧加茂川、新加茂川、蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川）103 地点 1,797 検体、4 湖沼（湖山池、東郷湖、多鯨池、中海）16 地点 327 検体並びに 2 海域（美保湾、日本海沿岸）16 地点 228 検体、合計 135 地点 2,352 検体の調査を行なった。

測定結果では、全検体とも環境基準に適合しており 健康項目に関しては、水質は清浄であった。

#### 2 生活環境項目

##### (1) 概 要

主要河川・湖沼及び海域の水質汚濁について、生活環境項目の代表的指標である BOD 又は COD の年平均値（河川については BOD、湖沼 海域については COD）で示せば次のとおりである。

河川：1 級河川（千代川・天神川・日野川）については、おおむね下流部は類型 A（BOD 2 ppm 以下）、上流部は類型 AA（BOD 1 ppm 以下）で清浄である。

2 級河川（蒲生川 塩見川 河内川・勝部川・由良川・加勢蛇川・阿弥陀川 及び佐陀川）は河内川（BOD 0.8～3.5 ppm 類型相当 AA～C）、勝部川（BOD 1.7～2.8 ppm 類型相当 A～B）、由良川（BOD 0.8～2.5 ppm 類型相当 AA～B）、佐陀川（BOD 1.9～2.3 ppm 類型相当 A～B）を除く河川については水質（類型相当 AA～A）は清浄である。

都市河川（旧袋川・玉川及び旧加茂川）については、旧袋川は 3.4～5.8 ppm、玉川は 0.9～1.4 ppm、旧加茂川は 18～24 ppm である。これを河川の年平均値で見ると、旧袋川 4.5 ppm（河川類型 C 相当）、玉川 8.0 ppm（河川類型 D 相当）、旧加茂川 20 ppm（河川類型 E より悪い）と、水質は汚濁している。

湖沼 湖沼（湖山池・東郷池 多鯨池及び中海）については、湖山池は 4.6～5.4 ppm（湖沼類型 B～C 相当）、東郷池は 4.9～5.9 ppm（湖沼類型 B～C 相当）、多鯨池 2.8～3.3 ppm（湖沼類型 A～B 相当）、中海は 2.6～5.1 ppm（湖沼類型 A～C）の水質である。

海域 海域（美保湾及び日本海沿岸海域）については、美保湾は 1.5～2.3 ppm（海域類型 A～B 相当）と、やや汚濁しているが 日本海沿岸海域については 0.6～1.3 ppm（海域類型 A 相当）と水質は清浄である。

表40 生活環境基準項目のうちBOD又はCODの概要

水 域 名	地 点 名	B O D (ppm)	環境基準の水域類型	水域類型の相当
〔河 川〕				
( 1 級河川 )				
千代川水系				
千 代 川	賀 露 行 徳 源 太 橋 稻 常 佐 貫 市 瀬 毛 谷 米 岡	1.6	A	A
		0.7	A	A A
		0.7	A A	A A
		0.8	A A	A A
		0.6	A A	A A
		0.6	A A	A A
		0.5	A A	A A
八 東 川	米 代 寺 万 野 岸 野	0.6	-	A A
		0.6	-	A A
		0.5	-	A A
私 都 川	下 門 尾	0.8	-	A A
		0.6	-	A A
佐 治 川	別 府	0.6	-	A A
天神川水系				
天 神 川	田 後 小 田 大 原 今 泉 穴 嶋	1.0	A	A A
		1.8	A	A
		0.9	A A	A A
		0.7	A A	A A
		0.6	A A	A A
小 鴨 川	巖 城 河 原 町 関 金 今 西 横 手 片 柴	1.0	-	A A
		0.8	-	A A
		0.8	-	A A
		0.5	-	A A
三 徳 川	横 手 柴	0.9	-	A A
		0.5	-	A A
加 茂 川	森	0.5	-	A A
日野川水系				
日 野 川	皆 生 車 尾 八 幡 溝 口 武 庫 下 榎 生 山 矢 戸 福 法 勝 寺 法 勝 寺 市	1.1	A	A
		1.3	A	A
		0.8	A A	A A
		0.8	A A	A A
		0.6	A A	A A
		0.5	A A	A A
		0.6	A A	A A
		0.6	A A	A A
法 勝 寺 川	福 法 勝 寺 市	1.1	-	A
		0.7	-	A A
板 井 原 川	高 尾	0.5	-	A A

水 域 名	地 点 名	B O D (ppm)	環境基準の水域類型	水域類型の相当
(2級河川)				
蒲 生 川	3 地 点	0.8~1.2	—	AA~A
塩 見 川	〃	0.6~1.6	—	AA~A
河 内 川	〃	0.8~3.5	—	AA~C
勝 部 川	〃	1.7~2.8	—	A~B
由 良 川	〃	0.8~2.5	—	AA~B
加 勢 蛇 川	〃	0.6~0.7	—	AA
阿 弥 陀 川	〃	0.7~1.2	—	AA~A
佐 陀 川	〃	1.9~2.3	—	A~B
(都市河川)				
旧 袋 川	弁 天 橋	5.2	—	D
	出 合 橋	3.4	—	C
玉 川	巖 城	6.9	—	D
	西 仲 町	14	—	Eより悪い
旧 加 茂 川	灘 町 橋	18	—	Eより悪い
	旭 橋	17	—	Eより悪い

水 域 名	地 点 名	C O D (ppm)	環境基準の水域類型	水域類型の相当
〔湖 沼〕				
湖 山 池	4 地 点	4.6~5.4	A	B~C
東 郷 池	4 地 点	4.9~5.9	A	B~C
多 鯨 池	3 地 点	2.8~3.3	—	A~B
中 海	4 地 点	2.6~5.1	A	A~C
〔海 域〕				
美 保 湾	7 地 点	1.5~2.3	A	A~B
	1 地 点	1.7	B	A
日本海沿岸	8 地 点	0.6~1.3	A	A
海水浴場	22 地 点	0.6~1.5	A	A

註) BOD、COD値は各測定点の平均値である。

表41 生活環境に係る環境基準

1 河 川

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1ppm 以下	25ppm 以下	7.5ppm 以上	50MPN /100ml 以下	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域。
A	水道2級 水道産1級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2ppm 以下	25ppm 以下	7.5ppm 以上	1000MPN /100ml 以下	
B	水道3級 水道産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3ppm 以下	25ppm 以下	5ppm 以上	5000MPN /100ml 以下	
C	工業用水1級 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5ppm 以下	50ppm 以下	5ppm 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水1級及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8ppm 以下	100ppm 以下	2ppm 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10ppm 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2ppm 以上	—	

2 湖 沼

(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水道産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1ppm 以下	1ppm 以下	7.5ppm 以上	50MPN /100ml 以下	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域。
A	水道2級 水道産2級 水道産3級及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3ppm 以下	5ppm 以下	7.5ppm 以上	1000MPN /100ml 以下	
B	工業用水1級 農業用水1級 工業用水3級及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5ppm 以下	15ppm 以下	5ppm 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8ppm 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2ppm 以上	—	

- (注) 1. 自然環境保全 自然探勝等の環境保全  
 2. 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級 沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

- 水道 3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水道 1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 〃 2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域(貧栄養湖型)の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 〃 3級 コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域(富栄養湖型)の水産生物用
4. 工業用水 1級 沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
- 〃 2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 〃 3級 特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

### 3 海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	油 分	
A	水産1級浴及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 ppm 以下	7.5 ppm 以上	1000MPN 100 ml 以下	検出されないこと	別に協議決定により水域類型ごとに指定する水域。
B	水産2級用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 ppm 以下	5 ppm 以上	—	検出されないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 ppm 以下	2 ppm 以上	—	—	

- (注) 1 水産1級 マダイ、フナ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
- 〃 2級 ホフ、ノリ等の水産生物用
- 2 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

#### (2) 水 域 別

##### ア 河 川

###### ア) 三大河川

○千代川 . 千代川の水質を年平均値で見れば、PH 6.9~7.1、DO 8.8~10ppm、BOD 0.5~1.6 ppm、SS 3~17ppmである。BODについて見れば、毛谷 0.5 ppm、市瀬 0.6 ppm、佐貫 0.6 ppm、稲常 0.8 ppm、源太橋 0.7 ppm、行徳 0.7 ppm、賀露 1.6 ppmと清浄である。

千代川に流入する八東川(岸野 万代寺・米岡)は0.5~0.6 ppm、私都川(下門尾)は0.8 ppm、佐治川(別府)は0.6 ppmと清浄である。

千代川は有富川との合流点から上流は類型AA、下流は類型Aの環境基準が定められており、PH、DO、BOD、SSは環境基準を満足しているが 大腸菌群数については類型AA、Aの水域ともに環境基準を満足していない

水質汚濁状況を昭和 53 年度と昭和 54 年度の BOD で比較すると 千代川は毛谷 (0.7 → 0.5 ppm)、市瀬 (1.2 → 0.6 ppm)、佐貫 (0.6 → 0.6 ppm)、稲常 (0.7 → 0.8 ppm)、源太橋 (0.8 → 0.7 ppm)、行徳 (1.3 → 0.7 ppm)、賀露 (2.3 → 1.6 ppm) で 53 年度に比べて若干水質はよくなっている。

支流では、八東川 (岸野 0.7 → 0.5 ppm、万代寺 0.8 → 0.6 ppm、米岡 0.9 → 0.6 ppm) 私都川 (下門尾 1.9 → 0.8 ppm)、佐治川 (別府 0.9 → 0.6 ppm) と水質は良くなっている。

天神川：天神川の水質は PH 6.8 ~ 6.9、DO 9.4 ~ 10 ppm、BOD 0.6 ~ 1.8 ppm、SS 2 ~ 10 ppm である。BOD についてみれば、穴鴨 0.6 ppm、今泉 0.7 ppm、大原 0.9 ppm、小田 1.8 ppm、田後 1.0 ppm と清浄である。

天神川に流入する小鴨川 (今西 関金 河原町 巖城) は、0.5 ~ 0.8 ppm、三徳川 (片柴 横手) は 0.5 ~ 0.9 ppm、加茂川は森で 0.5 ppm と水質は清浄である。

天神川は小鴨川合流点から上流は類型 AA、下流は類型 A の環境基準が定められているが、類型 A の小田 (BOD 年 30 回測定のうち 9 回が不適合) を除いて、類型 AA 及び A の水域ともに PH、DO、BOD、SS は環境基準を満足している。なお、大腸菌群数については類型 AA、A の水域とも環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和 53 年度と昭和 54 年度の BOD で比較すると、天神川は穴鴨 (0.7 → 0.6 ppm)、今泉 (0.5 → 0.7 ppm)、大原 (0.7 → 0.9 ppm)、小田 (2.0 → 1.8 ppm) 田後 (1.4 → 1.0 ppm) とおおむね良くなっている。

支流の小鴨川 (今西 0.7 → 0.5 ppm、関金 0.7 → 0.8 ppm、河原町 0.6 → 0.8 ppm、巖城 0.9 → 1.0 ppm) は横ばいか若干悪化している。三徳山 (片柴 0.7 → 0.5 ppm、横手 1.3 → 0.9 ppm)、加茂川 (森 0.7 → 0.5 ppm) は若干良くなっている。

日野川 日野川の水質は PH 6.9 ~ 7.3、DO 9.7 ~ 11 ppm、BOD 0.5 ~ 1.3 ppm、SS 3 ~ 13 ppm である。BOD についてみれば、矢戸 0.6 ppm、生山 0.6 ppm、下榎 0.5 ppm、武庫 0.6 ppm、溝口 0.8 ppm、八幡 0.8 ppm、車尾 1.3 ppm、皆生 1.1 ppm と清浄である。日野川に流入する板井原川は高尾 0.5 ppm、法勝寺川は法勝寺 0.7 ppm、福市 1.1 ppm と清浄である。

日野川は日野橋から上流は類型 AA、下流は類型 A の環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみると、類型 AA 及び A の水域ともに PH、DO、BOD、SS は環境基準を満足している。なお、大腸菌群数については類型 AA、A の水域とも環境基準を満足していない。

水質汚濁状況を昭和 53 年と昭和 54 年度の BOD で比較すると、矢戸 (0.5 → 0.6 ppm) 生山 (0.7 → 0.6 ppm)、下榎 (0.6 → 0.5 ppm)、武庫 (0.7 → 0.6 ppm)、溝口 (0.6 → 0.8 ppm)、八幡 (0.7 → 0.8 ppm)、車尾 (1.1 → 1.3 ppm)、皆生 (0.9 → 1.1 ppm) と水質はほぼ横ばいである。

支流の板井原川（高尾0.6→0.5 ppm）はほぼ横ばいである。法勝寺川（法勝寺0.7→0.7 ppm、福市0.9→1.1 ppm）は若干悪化している。

図2 三大河川のBOD測定結果

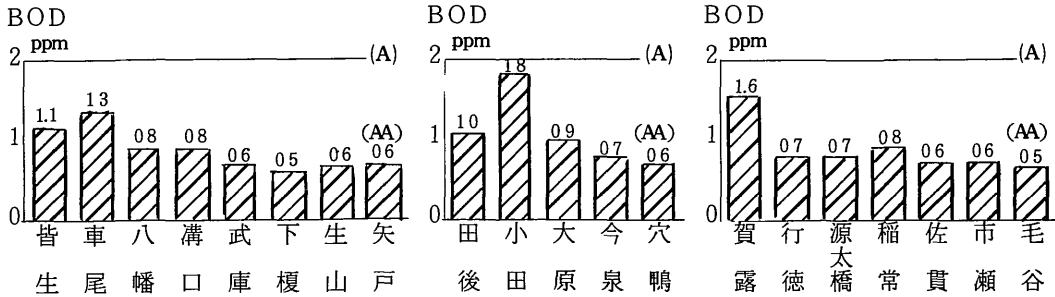
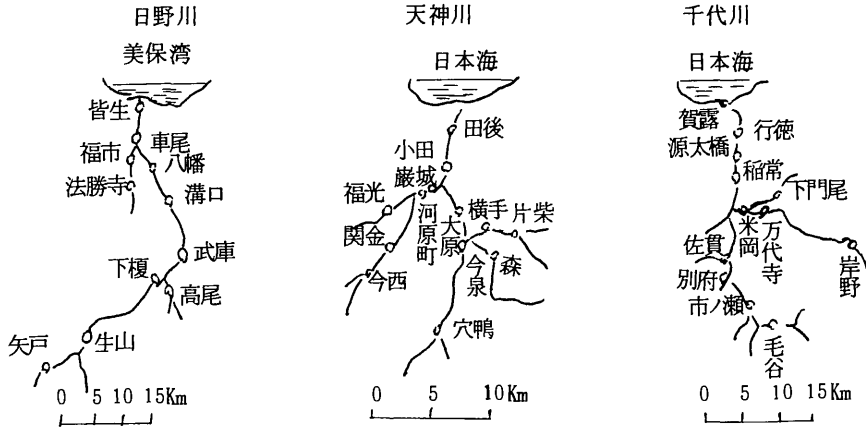


図3 三大河川の水質の経年変化

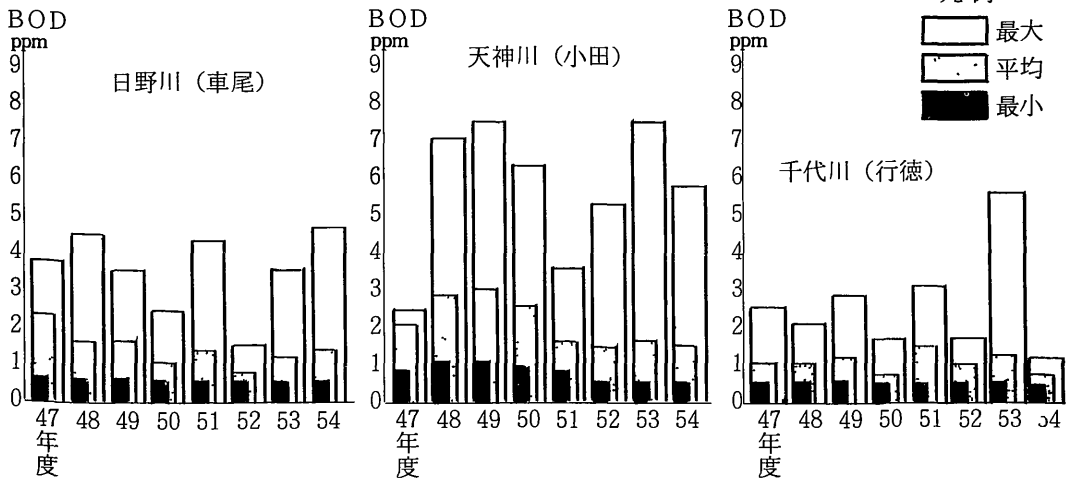


表42 三大河川の水質測定結果

河川名	地点名	調査回数	PH	DO ppm	BOD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml	
千代川水系	千代川	賀露	12	7.1	8.8	1.6	14	$2.3 \times 10^3 \sim 5.4 \times 10^4$
		行徳	12	6.8	9.6	0.7	17	$1.1 \times 10^3 \sim 2.7 \times 10^4$
		源太	12	6.8	10	0.7	13	$7.0 \times 10^2 \sim 5.4 \times 10^4$
		稲橋	12	6.9	9.7	0.8	14	$1.1 \times 10^3 \sim 1.3 \times 10^4$
		佐常	12	6.9	10	0.6	14	$7.9 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$
		市貫	12	7.1	10	0.6	8	$7.9 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^5$
	八東川	米岡	12	7.1	10	0.6	5	$7.9 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$
		万代	12	7.1	10	0.6	10	$3.3 \times 10^2 \sim 5.4 \times 10^4$
		岸野	12	6.9	10	0.5	1	$1.7 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$
		私都川	下門尾	12	7.0	10	0.8	7
	佐治川	別府	12	7.1	10	0.6	3	$7.0 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$
	天神川水系	天神川	田後	24	6.9	10	1.0	7
小田			30	6.8	9.4	1.8	10	$4.9 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^5$
大原			12	6.8	10	0.9	4	$1.4 \times 10^3 \sim 2.4 \times 10^4$
今泉			12	6.9	10	0.7	5	$4.9 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
小鴨川		巖城	12	6.9	10	1.0	9	$2.1 \times 10^3 \sim 1.1 \times 10^5$
		河原	12	7.0	9.8	0.8	11	$1.1 \times 10^3 \sim 3.5 \times 10^4$
		関金	12	6.8	9.6	0.8	9	$7.0 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
国府川		福光	12	6.9	9.7	0.8	8	$1.7 \times 10^3 \sim 3.5 \times 10^4$
三徳川		横手	12	7.0	10	0.9	4	$3.3 \times 10^3 \sim 1.1 \times 10^5$
		片柴	12	7.0	10	0.5	3	$3.3 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
加茂川		森	12	6.8	10	0.5	3	$1.7 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^4$
日野川水系		日野川	皆生	24	7.0	10	1.1	13
	車尾		30	7.1	10	1.3	13	$4.9 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^5$
	八幡		12	7.0	10	0.8	6	$4.9 \times 10^2 \sim 9.2 \times 10^4$
	溝口		12	6.9	9.7	0.8	7	$7.9 \times 10^2 \sim 6.4 \times 10^4$
	武庫		12	7.1	10	0.6	7	$2.3 \times 10^2 \sim 5.4 \times 10^4$
	下榎		12	7.0	10	0.5	6	$1.3 \times 10^2 \sim 1.1 \times 10^4$
	法勝寺川	生山	12	7.3	11	0.6	5	$3.3 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
		矢戸	12	7.1	11	0.6	3	$7.8 \times 10 \sim 1.4 \times 10^4$
	板井原川	福法	12	6.9	9.5	1.1	27	$7.9 \times 10^2 \sim 1.6 \times 10^5$
		市勝	12	6.9	9.6	0.7	26	$7.0 \times 10^2 \sim 5.4 \times 10^4$
板井原川	高尾	12	7.0	10	0.5	2	$2.2 \times 10^2 \sim 1.6 \times 10^5$	

(イ) 都市河川

鳥取市の旧袋川、倉吉市の玉川、米子市の旧加茂川の水質をBODでみれば、旧袋川は年平均3.4～5.8ppm、最高12ppm（弁天橋、丸山橋）、玉川は年平均0.9～14ppm、最高29ppm（西仲町）、旧加茂川は年平均18～24ppm、最高56ppm（加茂川橋）であり、都市河川はいずれも汚濁している。

都市河川の水質を昭和53年度と昭和54年度のBODで比べると、旧袋川の水質は昭和



53年度の最高値11ppmに比べて、昭和54年度は12ppmとなっており、平均値で見ると、昭和53年度 4.0～6.8 ppmに対し、昭和54年度 3.4～5.8 ppmと良くなっている。

玉川の水質は、昭和53年度の最高値71ppmに比べて、昭和54年度は最高値29ppmとなっており、また、平均値では昭和53年度 0.9～29ppmに対し、昭和54年度 0.9～14ppmと良くなっている。

旧加茂川の水質は、昭和53年度の最高値100 ppmに比べて昭和54年度は最高値 56ppmとなっており、また、平均値も昭和53年度 17～42ppmに対し、昭和54年度 18～24ppmと良くなっている。

図4 都市河川のBOD測定結果

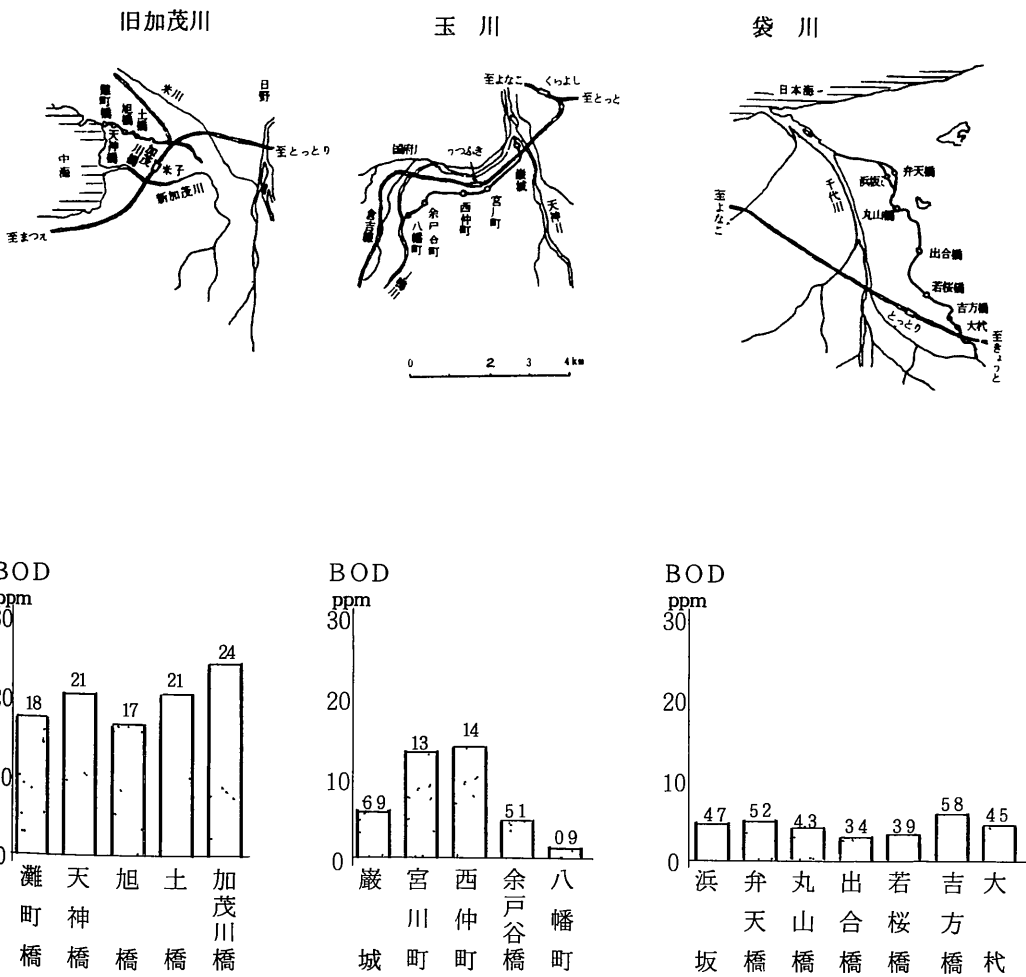


表43 都市河川の水質測定結果

河川名	地点名	調査回数	PH	DO ppm	BOD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml
旧袋川	浜坂	12	6.9	6.5	4.7	11	$1.1 \times 10^4 \sim 1.4 \times 10^6$
	弁天橋	12	6.9	6.0	5.2	11	$5.4 \times 10^3 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	丸山橋	18	6.9	5.4	4.3	12	$3.3 \times 10^3 \sim 9.2 \times 10^5$
	出合橋	24	7.0	7.1	3.4	13	$7.9 \times 10^3 \sim 9.5 \times 10^5$
	若桜橋	18	7.0	7.7	3.9	16	$1.3 \times 10^4 \sim 5.4 \times 10^5$
	吉方橋	12	6.9	7.6	5.8	15	$3.5 \times 10^4 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上
	大杵	6	7.2	8.3	4.5	16	$7.0 \times 10^3 \sim 9.2 \times 10^5$
玉川	巖城	12	6.9	7.2	6.9	15	$3.5 \times 10^4 \sim 1.3 \times 10^6$
	宮川町	12	7.0	6.2	13	13	$4.9 \times 10^3 \sim 1.3 \times 10^6$
	西仲町	12	7.1	8.3	14	14	$3.3 \times 10^4 \sim 1.1 \times 10^6$
	余戸谷町	12	7.2	9.8	5.1	8	$7.9 \times 10^3 \sim 1.1 \times 10^6$
	八幡町	12	7.2	10	0.9	4	$2.2 \times 10^2 \sim 7.9 \times 10^3$
旧加茂川	灘町橋	12	6.8	4.7	18	19	$1.7 \times 10^5 \sim 2.4 \times 10^6$ 以上
	天神橋	12	6.7	4.8	21	22	$3.5 \times 10^5 \sim 2.4 \times 10^6$ 以上
	旭橋	12	6.8	6.3	17	42	$1.1 \times 10^5 \sim 2.4 \times 10^6$ 以上
	土橋	12	6.8	7.0	21	26	$2.4 \times 10^5 \sim 2.4 \times 10^6$ 以上
	加茂川橋	12	6.8	6.7	24	74	$2.8 \times 10^5 \sim 2.4 \times 10^6$ 以上

(ウ) 二級河川

県内の主要二級河川である蒲生川・塩見川・河内川・勝部川・由良川・加勢蛇川 阿弥陀川 佐陀川の各3地点について年4回行った調査結果をBODでみると、蒲生川は本庄1.2 ppm、恩志0.8 ppm、太田0.9 ppmと清浄である。塩見川は細川1.3 ppm、海士1.6 ppm、箭溪0.6 ppmと清浄である。河内川は宝木1.6 ppm、来日0.8 ppmと清浄であるが、宿では3.5 ppmと汚濁している。勝部川は吉川1.7 ppmと清浄であるが、青谷2.8 ppm、善田2.8 ppmと若干汚濁している。由良川は瀬戸1.3 ppm、東亀谷0.8 ppmと清浄であるが、穴沢では2.5 ppmと若干汚濁している。加勢蛇川は上伊勢0.7 ppm、八反田0.6 ppm、三本杉0.6 ppm、阿弥陀川は所子1.2 ppm、坊領0.9 ppm、原0.7 ppmと清浄である。佐陀川は吉長1.9 ppmと清浄であるが 佐陀2.2 ppm、福万2.3 ppmと若干汚濁している。

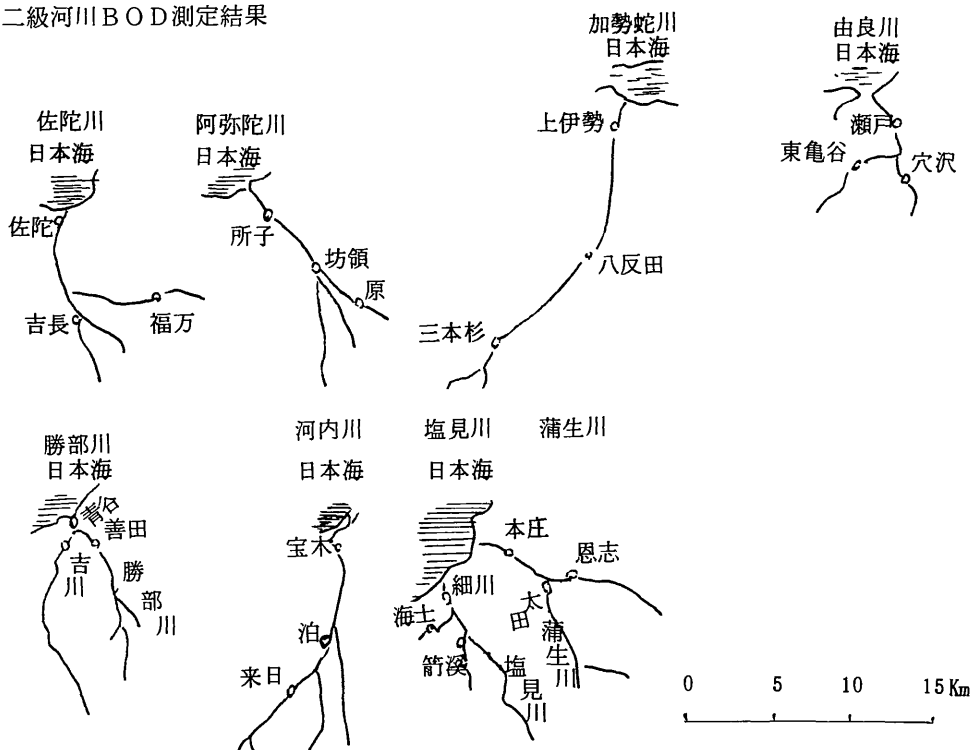
水質汚濁状況を昭和53年度と昭和54年度のBODで比較すると、勝部川(1.5~2.4 → 1.7~2.8 ppm)、佐陀川(1.2~1.6 → 1.9~2.3 ppm)では水質は若干悪くなっているが 他の河川では蒲生川(1.3~1.8 → 0.8~1.2 ppm)、塩見川(1.6~2.0 → 0.6~1.6 ppm) 河内川(1.2~4.1 → 0.8~3.5 ppm)、由良川(1.1~3.0 → 0.8~2.5 ppm) 加勢蛇川(0.6 → 0.6~0.7 ppm) 阿弥陀川(1.0~1.2 → 0.7

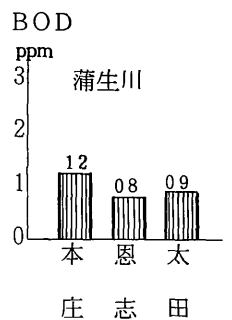
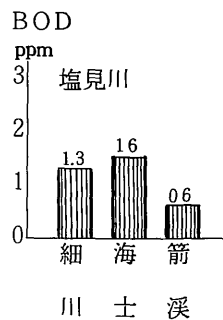
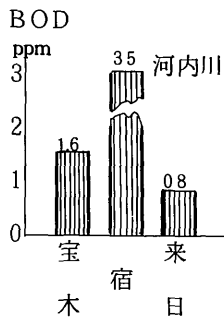
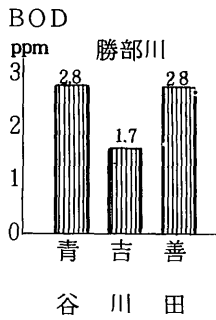
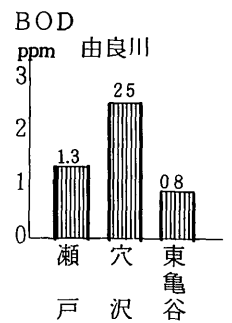
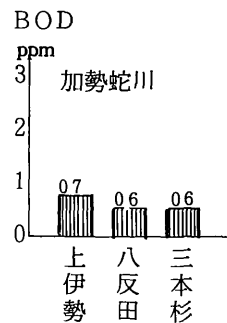
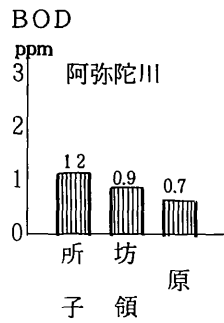
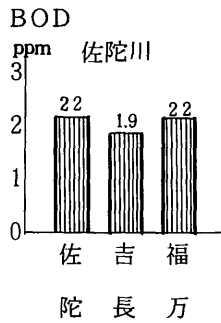
～1.2 ppm) と横ばいか 若干水質は良くなっている。

表44 二級河川の水質測定結果

河川名	地点名	調査回数	PH	DO ppm	BOD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml	
蒲生川	本恩太	庄志田	4	7.0	9.4	1.2	9	$2.3 \times 10^3 \sim 7.9 \times 10^3$
		4	7.1	10	0.8	5	$4.9 \times 10^3 \sim 1.6 \times 10^5$	
		4	6.9	9.0	0.9	8	$< 1.8 \sim 2.4 \times 10^5$ 以上	
塩見川	細海宝	川士木	4	6.9	7.6	1.3	7	$5.4 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
		4	6.8	6.5	1.6	8	$2.2 \times 10^2 \sim 1.6 \times 10^5$	
		4	7.0	9.6	0.6	10	$4.3 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$	
河内川	宿	宝	4	7.0	11	1.6	2	$4.6 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$
		4	7.4	9.3	3.5	5	$5.4 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$	
		4	7.2	9.9	0.8	3	$2.4 \times 10^2 \sim 5.4 \times 10^2$	
勝部川	来青善	日谷川	4	7.0	9.5	2.8	6	$2.4 \times 10^4 \sim 2.4 \times 10^5$
		4	7.3	12	1.7	22	$1.6 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^3$	
		4	7.1	10	2.8	4	$3.5 \times 10^3 \sim 2.4 \times 10^5$	
由良川	瀬戸東	戸沢谷	4	6.9	8.5	1.3	8	$4.3 \times 10^3 \sim 3.3 \times 10^4$
		4	6.8	8.9	2.5	8	$3.3 \times 10^3 \sim 1.4 \times 10^5$	
		4	7.1	10	0.8	5	$1.7 \times 10^3 \sim 2.2 \times 10^4$	
加勢蛇川	上伊勢	八反田	4	7.2	10	0.7	6	$9.3 \times 10^2 \sim 4.9 \times 10^3$
		4	7.3	10	0.6	2	$4.5 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^3$	
		4	7.2	10	0.6	3	$4.5 \times 10^2 \sim 3.3 \times 10^3$	
阿弥陀川	所坊	子領	4	6.9	11	1.2	4	$1.3 \times 10^3 \sim 3.3 \times 10^3$
		4	7.0	10	0.9	2	$1.7 \times 10^2 \sim 1.7 \times 10^4$	
		4	6.9	9.9	0.7	1	$4.5 \times 10^2 \sim 1.3 \times 10^4$	
佐陀川	佐吉福	陀長万	4	6.9	10	2.2	12	$3.3 \times 10^2 \sim 1.6 \times 10^5$
		4	6.7	11	1.9	3	$4.9 \times 10^3 \sim 3.5 \times 10^4$	
		4	7.1	10	2.3	23	$4.9 \times 10^2 \sim 3.5 \times 10^4$	

図5 二級河川BOD測定結果





イ 湖 沼

(ア) 湖 山 池

湖山池の水質は、4地点の年平均値はPH 7.5～7.6、DO 9.4～9.7 ppm、COD 4.6～5.4 ppm、SS 9～12 ppmで各地点の水質の差は少なく、池全体が汚濁している。

湖山池は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみると PH、DO、大腸菌群数は環境基準を満足しているが、CODは4地点、年間48検体のうち41検体が環境基準を満足しておらず、CODの年平均値でみれば類型B～Cに該当している。SSは48検体のうち38検体が環境基準を満足しておらず、SSの年平均値でみれば類型Bに該当している。

水質汚濁状況を昭和53年度と昭和54年度のCODで比較すると 昭和53年度 7.3～9.4 ppmが昭和54年度 4.6～5.4 ppmと、水質は良くなっている。

(イ) 東 郷 池

東郷池の水質は、4地点の年平均値はPH 8.2～8.3、DO 10～11 ppm、COD 4.9～5.9 ppm、SS 10～12 ppmで、池全体が汚濁している。

東郷池は類型Aの環境基準が定められており、測定結果を環境基準と比べてみるとDO、大腸菌群数は環境基準を満足しているが、PHは48検体中16検体、CODは48検体のうち37検体が環境基準を満足していない。CODの年平均値でみれば、類型B～Cに該当している。

SSは48検体中40検体が環境基準を満足しておらず、年平均値でみれば類型Bに該当している。

水質汚濁状況を昭和53年度と昭和54年度のCODで比較すると、昭和53年度6.3～6.7 ppmが、昭和54年度4.9～5.9 ppmとなっており、水質は良くなっている。

水質汚濁状況を昭和53年度と昭和54年度のCODで比較すると、昭和53年度6.3～6.7 ppmが、昭和54年度4.9～5.9 ppmとなっており、水質は良くなっている。

(ウ) 多 鯨 池

多鯨池の水質は、3地点の年平均値はPH6.8～6.9、DO8.1～9.2 ppm、COD2.8～3.3 ppm、SS3～5 ppmで、若干汚濁している。

水質汚濁状況を昭和53年度と昭和54年度のCODで比較すると、昭和53年度4.1～4.3 ppmが昭和54年度2.8～3.3 ppmとなっており、水質は良くなっている。

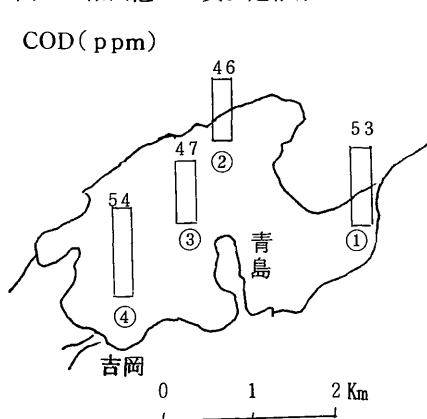
(エ) 中 海

中海の水質は、12地点の年平均値でみるとPH8.1～8.5 DO7.0～9.6 ppm、COD(アルカリ法で測定した7地点を除く)2.6～5.1 ppm、SS6～13 ppmで、CODについてみれば、米子湾中央部が最も汚濁しており 年平均値5.1 ppmである。渡町地先は年平均値2.6 ppmで、測定点の中では汚濁が少ない地点である。

中海は類型Aの環境基準が定められており PHは180検体中20検体、DOは166検体中60検体が環境基準を満足していない。CODはアルカリ法による測定点を除く5地点、計96検体のうち58検体が環境基準を満足しておらず、CODの年平均値でみれば類型A～Cとなっている。SSは180検体のうち141検体が環境基準を満足しておらず、年平均値でみれば類型Bに該当している。大腸菌群数は180検体のうち、37検体が環境基準を満足していない。

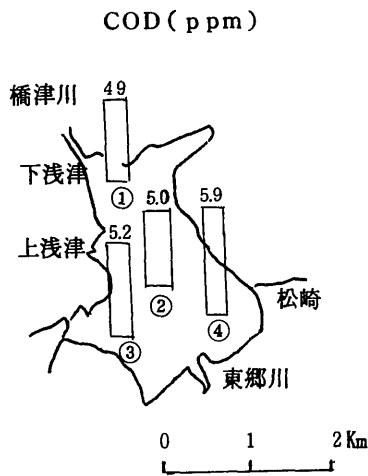
水質汚濁状況を昭和53年度と昭和54年度のCODで比較すると、昭和53年度3.6～5.4 ppmが、昭和54年度2.6～5.1 ppmとなっており、水質は良くなっている。

図6 湖山池の水質測定結果



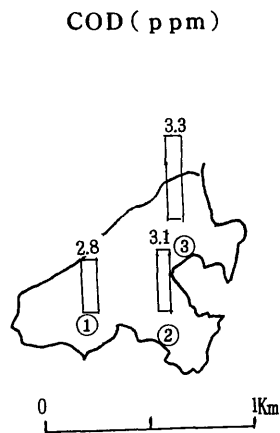
調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100ml
①	12	7.5	9.7	5.3	10	$17 \times 10^3 \sim 4.9 \times 10^3$
②	12	7.5	9.4	4.6	10	$2.3 \times 10^3 \sim 1.1 \times 10^4$
③	12	7.6	9.5	4.7	9	$< 1.8 \sim 7.9 \times 10^3$
④	12	7.5	9.5	5.4	12	$4.5 \sim 4.6 \times 10^4$

図7 東郷池の水質測定結果



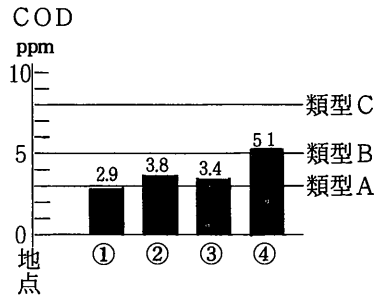
調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml
①	12	8.3	11	4.9	11	<1.8 ~ 3.3 × 10 <sup>3</sup>
②	12	8.2	10	5.0	10	2.3 × 10 ~ 5.4 × 10 <sup>3</sup>
③	12	8.2	10	5.2	12	3.3 × 10 ~ 4.9 × 10 <sup>3</sup>
④	12	8.3	11	5.9	11	4.9 × 10 ~ 2.3 × 10 <sup>3</sup>

図8 多鯰池の水質調査結果



調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml
①	4	6.8	8.1	2.8		<1.8 ~ 1.3 × 10 <sup>2</sup>
②	4	6.9	9.2	3.1		<1.8 ~ 7.9 × 10
③	4	6.8	9.1	3.3		<1.8 ~ 1.7 × 10 <sup>2</sup>

図9 中海の水質測定結果



地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	SS ppm	大腸菌群数 MPN/100 ml
①	24	8.3	7.7	2.9	6	$< 1.8 \times 10 \sim 5.4 \times 10^3$
②	12	8.5	7.9	3.8	6	$2.0 \sim 3.3 \times 10^2$
③	24	8.2	7.1	3.4	6	$4.0 \sim 2.3 \times 10^3$
④	24	8.3	8.5	5.1	9	$< 1.8 \times 10 \sim 1.7 \times 10^4$

〈参考〉 表45 諏訪湖、霞ヶ浦及び児島湖の環境基準のあてはめ並びに水質汚濁の状況

水域名	都道府県	類型指定年月日	指定類型		達成期間	COD測定値 (ppm)					
			湖沼類型	COD		測定箇所	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年
諏訪湖	長野	46. 5. 25	A	3 ppm以下	15年以内	湖心	8.5	5.5	6.7	6.8	9.1
霞ヶ浦	茨城	47. 11. 6	A	3 ppm以下	5年を超える期間で可及的すみやかに	〃	7.9	6.8	7.2	6.2	7.1
児島湖	岡山	46. 5. 25	B	5 ppm以下	10年以内	樋門	4.5	4.8	11	10	11
湖山池	鳥取	46. 9. 14	A	3 ppm以下	5年以内	湖心	5.5	5.2	6.0	5.7	5.6
東郷池		46. 9. 14	A	3 ppm以下	5年以内	〃	6.9	7.7	5.8	6.5	6.1
中海		47. 10. 31	A	3 ppm以下	5年以内	米子湾中央部	7.0	5.3	6.6	7.9	6.1
	境水道中央部					3.5	2.7	3.4	3.8	3.4	

## ウ 海 域

### (ア) 美 保 湾

美保湾の水質は、8地点の年平均値はPH8.3、DO8.0～8.1ppm、COD1.5～2.3ppm、油分不検出であり、CODについてみれば、境水道に近い境港市昭和町境港防波堤燈台の北方0.2Kmが最も汚濁しており、2.3ppm、日野川河口付近4地点1.5～1.8ppm、その他の3地点1.6～1.7ppmとなっている。

美保湾は境港外港港湾計画水域は類型B、その他の水域は類型Aの環境基準が定められており、類型Bの水域はPH、DO、COD、油分のいずれも環境基準を満足している。

類型Aの水域(7地点)は、PHは84検体のうち24検体が環境基準を満足していない。DOは84検体のうち26検体が満足していない。CODは84検体のうち23検体が環境基準を満足しておらず、特に境港市昭和町境港防波堤燈台の北方0.2Km地点は12検体のうち10検体、日野川河口付近は4地点48検体のうち10検体が環境基準を満足していない。CODの年平均値で見ると、類型Aに該当している。大腸菌群数、油分は環境基準を満足している。

水質汚濁状況を昭和53年度と昭和54年度のCODで比較すると、昭和53年度1.5～2.0ppmが昭和54年度1.5～2.3ppmと水質はほぼ横ばい状態となっている。

### (イ) 日本海沿岸海域

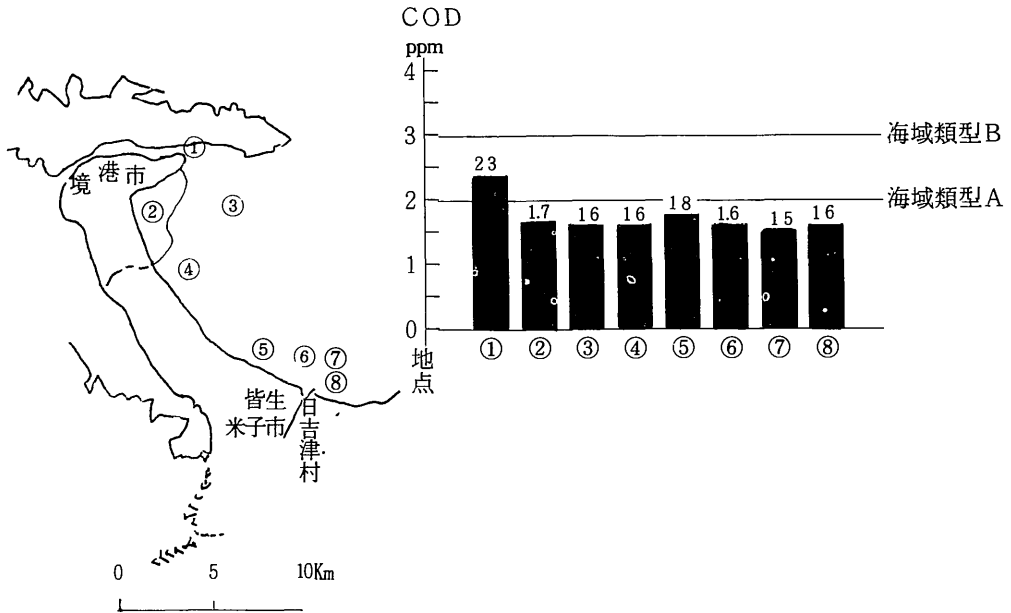
日本海沿岸海域の水質は距岸1Kmの沖合8地点及び22海水浴場で測定を行ったが、距岸1Kmの8地点ではPH8.3、DO7.1～7.4ppm、COD0.6～1.3ppm、油分不検出、22海水浴場ではPH8.1～8.3、DO6.9～8.0ppm、COD0.6～1.5ppm、油分不検出といずれも清浄である。

日本海沿岸海域は、類型Aの環境基準が定められており、距岸1Kmの8地点では、PH、COD、油分は全て環境基準を満足しているが、DOは23検体のうち16検体、大腸菌群数は全検体が環境基準を満足している。海水浴場ではPH、COD、大腸菌群数、油分は環境基準を満足しているが、DOは66検体のうち31検体が環境基準を満足していない。

日本海沿岸海域の水質は昭和53年度に比べて昭和54年度はほぼ横ばい状態である。

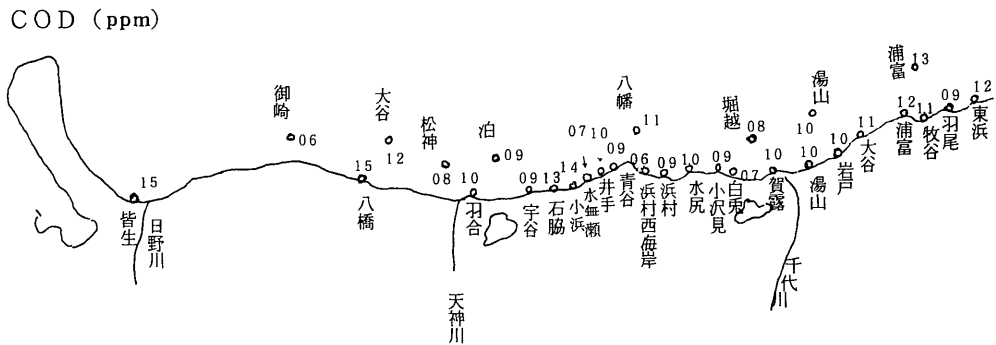


図10 美保湾の水質測定結果



調査地点番号	調査回数	PH	DO ppm	COD ppm	大腸菌群数 MPN/100ml	油分 ppm
①	12	8.3	8.1	2.3	$2.0 \sim 7.9 \times 10^2$	ND
②	12	8.3	8.0	1.7	$< 1.8 \sim 7.9 \times 10^2$	ND
③	12	8.3	8.0	1.6	$< 1.8 \sim 2.4 \times 10^3$	ND
④	12	8.3	8.0	1.6	$< 1.8 \sim 4.0 \times 10^3$	ND
⑤	12	8.3	8.0	1.8	$< 1.8 \sim 5.4 \times 10^4$	ND
⑥	12	8.3	8.0	1.6	$< 1.8 \sim 1.3 \times 10^4$	ND
⑦	12	8.3	8.1	1.5	$< 1.8 \sim 3.3 \times 10^4$	ND
⑧	12	8.3	8.0	1.6	$< 1.8 \sim 2.2 \times 10^3$	ND

図11 日本海沿岸のCOD測定結果



## 第2節 水質汚濁防止対策

### 1 環境基準のあてはめ

水質汚濁に係る環境基準は昭和45年4月21日に閣議決定された。この環境基準は、人の健康保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準からなっている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域に一律に適用され、かつ、直ちに達成維持するものとされている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じて知事があてはめることとされており、県下の公共用水域のうち千代川、天神川、日野川、湖山池、東郷池、中海、美保湾及び日本海沿岸海域について、水質汚濁に係る環境基準の水域類型のあてはめを行いこれを水質保全行政の目標としている。

表46 主要水域の環境基準

水 域 名	告 示 年月日	類 型		環境基準 の 達成期間	基 準 値						
					PH	BOD ppm	COD ppm	SS ppm	DO ppm	大腸菌 群 数 MPN/100ml	油 分
千代川上流（有富川との合流点から上流）	46.9.14	河川	AA	直ちに達成する。	6.5～8.5	1以下		25以下	7.5以上	50以下	
天神川上流（小鴨川との合流点から上流）	"	"	AA	"	"	"	"	"	"	"	
日野川上流（日野橋から上流）	"	"	AA	"	"	"	"	"	"	"	
千代川下流（有富川との合流点から下流）	46.9.14	河川	A	直ちに達成する。	6.5～8.5	2以下		2.5以下	7.5以上	1,000以下	
天神川下流（小鴨川との合流点から下流）	"	"	A	"	"	"	"	"	"	"	
日野川下流（日野橋から下流）	"	"	A	"	"	"	"	"	"	"	
湖山池全域	46.9.14	湖沼	A	5年以内で可及的すみやかに達成する。	6.5～8.5		3以下	5以下	7.5以上	1,000以下	
東郷池全域	"	"	A	"	"	"	"	"	"	"	
斐伊川水系の中海及び境水道	47.10.31	"	A	"	"	"	"	"	"	"	
美保湾（計画港湾施設内の海域）	48.3.20	海域	B	直ちに達成する。	7.8～8.3		3以下		5以上	—	検出されないこと。
美保湾（その他の海域）	"	"	A	5年以内で可及的すみやかに達成する。	7.8～8.3		2以下		7.5以上	1,000以下	検出されないこと。
鳥取県地先海域（美保湾を除く）	48.3.30	"	A	直ちに達成する。	"		"		"	"	"

## 2 環境基準達成のための施策

環境基準の類型あてはめを行った水域のうち、特に水質汚濁の進行が見られる湖山池と東郷池、中海、美保湾については可及的すみやかに環境基準を達成するための各種の施策を推進している。

表47 湖山池、東郷池、中海及び美保湾の環境基準達成のための施策

施 策 の 名 称	湖山池	東郷池	中 海	美保湾
公共下水道の整備促進	○	○	○	○
工場・事業場の排水規制強化			○	○
し尿処理施設、家畜の飼養施設の適正な維持管理の強化	○	○	○	○
清掃事業の強化	○	○	○	
湖沼、河川の整備の推進	○	○	○	
浄化水の導入	○	○	○	
栄養塩類の実態の解明	○	○	○	
合成洗剤の使用合理化指導	○	○	○	○
養殖漁業の制限	○	○	○	
底質の対策	○	○	○	
適正な土地利用計画の策定	○	○	○	○
動力船の使用制限	○	○		

## 3 水質汚濁規制

排水規制については水質汚濁防止法、上乗せ条例及び鳥取県公害防止条例による規制を行っている。水質汚濁防止法による規制は81種類の事業場（特定事業場）を対象とし、1日の平均的な排出水の量が50 $m^3$ 以上の特定事業場を、又上乗せ条例による規制は、中海、美保湾水域（米子市、境港市、日吉津村）を適用区域とし、1日の平均的な排出水の量が25 $m^3$ 以上の特定事業場を規制対象としている。

水質汚濁防止法による排水基準は、当初一部の事業場に対し、暫定基準が適用されていたが、昭和51年11月1日以降は全て一般基準（BOD又はCOD 平均120ppm、最大160ppm、SS:平均150ppm、最大200ppm等）を適用している。ただし、美保湾海域の汚濁負荷量の約80パーセントをしめるパルプ工場に対しては、昭和52年3月20日からBOD及びCOD 平均90ppm、最大120ppm、SS・平均50ppm、最大60ppmの基準を適用している。

鳥取県公害防止条例による規制は、1日の平均的な排出水の量が50 $m^3$ 以上の集団給食施設についてはPH、BOD又はCOD、SS、大腸菌群数を規制項目とし、ドラムかん更生業、鉄道業、自動車整備業、ガソリンステーション等については油分を規制項目として昭和47年4月1日から規制を行っている。

水質汚濁の発生源である工場、事業場についてみると、水質汚濁防止法で届出が義務づけられた特定事業場は 1,994 事業場であり、このうち排出水の BOD 又は COD 等の項目が規制される特定事業場〔1日の平均的な排出水の量が 50 m<sup>3</sup>以上（米子市、境港市、日吉津村においては1日の平均的な排出水の量が 25 m<sup>3</sup>以上）〕は 277 事業場である。

鳥取県公害防止条例では、届出が義務づけられた汚水関係特定事業場は 604 事業場で、このうち排水基準の適用を受ける汚水関係特定事業場は 14 事業場である。

昭和 54 年度の水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例による工場、事業場の指導状況は、立入検査事業場 1,217 件、このうち排水水調査事業場 587 件、排水基準に違反していた事業場 26 件となっている。

これらの違反事業場及び違反のおそれのある事業場に対して、延 93 件の改善指導を行った。

表 48 水質汚濁防止法の排水基準

(1) 有害物質に係る基準

種 類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/l
シアン化合物	シアン 1 mg/l
有機リン化合物 (パフチオン、メチルパフチオン、メチルノメノ及びEPNに限る)	1 mg/l
鉛及びその化合物	鉛 1 mg/l
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/l
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.5 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003 mg/l

(2) 生活環境項目に係る基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（水素指数）〔PH〕	5.8～8.6（海城以外の水域） 5.0～9.0（海城）
生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (mg/l)	160(日間平均120)(海城及び湖沼以外の水域)
化学的酸素要求量〔COD〕 ( " )	160(日間平均120)(海城及び湖沼)
浮遊物質質量〔SS〕 ( " )	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量） ( " )	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）( " )	30
フェノール類含有量 ( " )	5
銅含有量 ( " )	3
亜鉛含有量 ( " )	5
溶解性鉄含有量 ( " )	10
溶解性マンガン含有量 ( " )	10
クロム含有量 ( " )	2
フッ素含有量 ( " )	15
大腸菌群数（1 cm <sup>3</sup> につき 個） ( " )	日間平均 3,000

表49 上乗せ条例の排水基準

(パルプ製造業及び木材化学工業に係るもの)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)〔PH〕	5.8～8.6(海域以外の水域) 5.0～9.0(海域)
生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (mg/l)	120(日間平均90)
化学的酸素要求量〔COD〕 (〃)	120(日間平均90)
浮遊物質〔SS〕 (〃)	60(日間平均50)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (〃)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (〃)	30
大腸菌群数(1cm <sup>3</sup> につき 個)	日間平均 3,000

表50 鳥取県公害防止条例の排水基準

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)〔PH〕	5.8～8.6(海域以外の水域) 5.0～9.0(海域)
生物化学的酸素要求量〔BOD〕 (mg/l)	160(日間平均120)(海域及び湖沼以外の水域)
化学的酸素要求量〔COD〕 (〃)	160(日間平均120)(海域及び湖沼)
浮遊物質〔SS〕 (〃)	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (〃)	20
大腸菌群数(1cm <sup>3</sup> につき 個)	(日間平均 3,000)

表51 水質汚濁防止法の特定事業場一覧表

(昭和55年3月31日現在)

保健所名 特定事業場の区分	鳥 取		郡 家		浜 村		倉 吉		米 子			根 雨		合 計		
	届 出	50 m <sup>3</sup> /日以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日以上	届 出	50 m <sup>3</sup> /日以上	25 50 m <sup>3</sup> /日未滿	届 出	50 m <sup>3</sup> /日以上	25 50 m <sup>3</sup> /日未滿		
1-2 家畜飼養施設	23	1	28		1		32		14			5		103	1	
2 畜産食品製造業	5	4	7		2		8	3	9	5	2	1		32	12	2
3 水産食品製造業	39	2	1		1		16	4	76	23	9			133	29	9
4 野菜果実の保存食品製造業	1	1	4		1	1	13	1	5	1		1		25	4	
5 みそ・醤油・ソース食酢等製造業	3		2		6		13		20	1		1		45	1	
8 パン菓子製造業製めん業	1						6		3	2	1			10	2	1
9 米菓製造業			1				3							4		
10 飲料製造業	3		11		2		17	1	14	1	2	3		50	2	2
11 動物係飼料・有機質肥料製造業									4	3				4	3	
12 動植物油脂製造業			1						3		1	1		5		1
16 めん類製造業	3		11		1		7		7			1		30		

保健所名 特定事業場の区分	鳥取		郡家		浜村		倉吉		米子			根雨		合計		
	届出	50 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日以上	届出	50 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日以上	届出	50 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日以上	届出	50 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日以上	届出	50 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日以上	25 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日以上	50 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日未満	届出	50 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日以上	届出	50 <sup>m<sup>3</sup></sup> /日以上
17 豆腐・煮豆製造業	15		35		15	1	53		33	2	2	12		163	3	2
19 紡績業 繊維製品製造業					1	1	7	2	5					13	3	
22 木材薬品処理業			1											1		
23 パルプ・紙・紙加工業	2	2	22	4	33	5			1	1				58	12	
27 無機化学工業製品製造業									1					1		
46 有機化学工業製品製造業							2							2		
54 セメント製品製造業	7		8		2		8		8		1	3		36		1
55 生コンクリート製造業	4		4				6		6			1		21		
59 砕石業	2	1	6	2			2					6	4	16	7	
60 砂利採取業	1	1	1				2	1						4	2	
61 鉄鋼業							1	1	2	1	1			3	2	1
64 ガス供給業	2	2												2	2	
65 酸又はアルカリによる表面処理施設	5	4					3	2	2		1			10	6	1
66 電気メッキ施設	3	2							1					4	2	
66-2 旅館業	299	7	50		44	12	206	35	186	30	7	71	1	856	85	7
67 洗たく業	28		14		13		44		65	1	1	6		170	1	1
68 写真現像業	3						2		4		1			9		1
68-2 病院	2	2												2	2	
69 と畜場							1	1	1	1				2	2	
71 自動式車輛洗浄施設	22		2				10	1	36	2	4	3		73	3	4
71-2 試験研究機関等	17	2	3				13	4	14	2	4	3		50	8	4
71-3 一般廃棄物焼却施設	4				1		3							8		
72 し尿処理施設	9	8			2	1	5	5	21	19	2	1	1	38	34	2
73 下水道終末処理施設	2	2					1	1	3	3				6	6	
74 特定事業場から排出される水の処理施設	1								4	4				5	4	
合計	506	41	212	6	125	21	484	62	548	102	39	119	6	1,994	238	39

(注) 中海 美保湾水域(米子市、境港市、日吉津村)は上乗せ条例の制定により排水量25<sup>m<sup>3</sup></sup>/日以上が規制の対象となっている。

表52 鳥取県公害防止条例の汚水関係特定事業場一覧表

(昭和55年3月31日現在)

保健所名 汚水関係 特定事業場の区分	鳥 取		郡 家		浜 村		倉 吉		米 子		根 雨		合 計	
	届 出	50 m <sup>3</sup> / 日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> / 日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> / 日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> / 日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> / 日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> / 日 以上	届 出	50 m <sup>3</sup> / 日 以上
1 集団給食施設	9		9		3		15	5	21	4	4	1	61	10
2 ドラム缶更生業									1				1	
3 車輛洗淨施設	114	1	63		19		179	1	119	2	48		542	4
合 計	110	1	72		22		194	6	141	6	52	1	604	14

表53 工場 事業場の指導状況

(昭和54年度)

区 分	立入検査 事業場 延 件 数	排水水調 査事業場 延 件 数	違反事業場 延 件 数	改善指導 延 件 数	改善命令 件 数
水質汚濁防止法の 工場・事業場	1,153	550	25	88	—
鳥取県公害防止条例の 工場 事業場	64	37	1	5	—
合 計	1,217	587	26	93	—

(注) 改善指導延件数は文書で指導を行った件数。